

# 1. 妊娠に向けて

## \*\*\* 磐梯町こうのとり支援事業 \*\*\*

不妊症または不育症の検査及び治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その費用の助成を行っています。

<対象者> 次の要件をすべて満たす方です。

- ① 医療機関において不妊症又は不育症と診断され、医師の診断に基づいて不妊症または不育症の治療を受けている方。
- ② 婚姻の届出をしております(事実婚含む)、申請日時点で申請者の住民票が1年以上磐梯町にある方。
- ③ 申請者が属する世帯で町税等の滞納のない方。



<助成内容及び助成額>

- 不妊症の検査料  
自己負担額に相当する額の全額
- 不妊症の治療費  
継続した1回の治療に対し20万円まで  
※令和5年4月より何回でも助成を受けられるようになりました。
- 不育症の治療費  
継続した1回の妊娠期間の治療に対し、20万円まで

※ 治療内容によっては、福島県不妊治療支援事業・福島県不育症検査費用助成事業・福島県不育症治療費助成事業でも助成を受けられます。その場合、県事業による助成を優先させます。

※ 文書料、入院室料等、助成の対象とならないものもありますので、ご確認ください。

<申請方法>

必要書類をばんだいネウボラセンター(保健福祉センター)にご提出ください。  
原則として、治療終了日の属する年度内に申請をお願いします。

**問合せ先:ばんだいネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101**

### \*\*\*磐梯町生殖補助医療交通費支援事業\*\*\*

遠方の医療機関で生殖補助医療を受ける際の交通費を助成します。

#### <対象者>

- ① 受診日時時点で磐梯町に住民票がある方
- ② 住所地から生殖補助医療を受けた医療機関まで、概ね60分以上の移動を要する夫婦（事実婚含む）
- ③ 申請者が属する世帯で町税等の滞納がない方
- ④ 他の市町村で助成を受けていない方

#### <助成内容>

- 生殖補助医療を受けた医療機関の所在地に応じて、交通費(往復分)  
(住所地からの通院に限ります。電車や自家用車など交通手段は問いません)
- 助成額:下記の通院1回あたりの基準額×通院回数

医療機関所在地	郡山市	福島市・山形県 新潟県・栃木県	いわき市 宮城県	茨城県	東京都 その他
通院1回あたりの 基準額(円)	1,000	2,000	3,000	5,000	6,000

※1回の治療につき8回が上限です

※1回の治療とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始等から、「妊娠の確認」等に至るまでの生殖補助医療実施の一連の過程をさします。

#### <申請方法>

必要書類をばんだいネウボラセンター(保健福祉センター)にご提出ください。

原則として、治療終了日の属する年度内に申請をお願いします。

詳細については、町ホームページをご覧ください。か、ばんだいネウボラセンター(保健福祉センター)までお問い合わせください。

**問合せ先:ばんだいネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101**